

# 高等学校等家計急変支援金について

令和2年6月更新

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金の支給に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況により高等学校等就学支援金（授業料相当額）が支給される制度があります。

## 【対象者】

- ・現在、高等学校等就学支援金を支給されていない者
- ・保護者の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となる「家計急変支援金の受給資格者」と文部科学大臣から認定を受けた者  
→家計急変後の保護者（全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の見込が85,500円未満の世帯（年収380万円未満を目安）

## 【支給期間】

家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間又は当該年度（3月）まで

## 【申請方法】

以下の書類を提出願います。

- ①高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書
- ②家計急変の発生事由を証明する書類
- ③家計急変後の収入を証明する書類
- ④家計急変前の収入を証明する書類
- ⑤扶養親族を証明する書類 等

※保護者の離婚、死別による収入減少、定年による離職は本制度の対象となりません。

※家計急変支援金は、大学が生徒本人に代わって国から受取り、授業料に充当します。

※新型コロナウイルス感染症の影響等を事由として申請する場合の取扱いについては、別添通知を参照願います。

申請の手続き等については、担当事務にご連絡願います。

(担当事務)

金沢大学附属学校事務係 乙村・大村

TEL : 076-226-2182

E-mail : [edfuzo1@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:edfuzo1@adm.kanazawa-u.ac.jp)

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 9 日

各 国 立 大 学 法 人  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
独立行政法人海技教育機構  
高等学校等就学支援金交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局  
修学支援プロジェクトチーム

高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）の取扱いについて（周知）

平素より高校生等への修学支援に関する事務に御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた高校生等への修学支援制度における対応については、「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知）」の別添 1 「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「高校生等への修学支援制度の申請期間等に係る柔軟な対応等について（令和 2 年 4 月 13 日付け事務連絡）」においてお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症に係る影響等を受けて家計が急変した世帯への支援について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御協力の程よろしくお願ひします。

#### 記

新型コロナウイルス感染症に係る影響等により収入が減少し、「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）」第 3 条の要件を満たすこととなった場合、当該補助金の支給対象となります。

（事由発生日について）

- 新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて収入が減少した月の末日又はその前月の末日を事由発生日とし、収入減少の実態に応じて選択できるものとします。
- 事由発生日の翌月以降の収入状況により、支給対象となるか判定します。

（認定後の所得確認について）

- 認定後、3 か月ごとに所得確認を行い、支給対象となるか判定します。

(提出書類について)

- 受給資格認定に必要な書類については、「国の設置する高等学校等に係る高等学校等家計急変支援金の取扱いについて（令和2年4月1日一部改正）」において、次のとおり記載しています。

2家計急変支援金について

(5) 受給資格認定

①認定手続

家計急変支援金の支給にあたっては、家計急変支援金の支給を受けようとする生徒が、別に定める「高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書」に、保護者等（生徒の親権を行う者等）の家計急変の発生事由を証明する書類（以下「事由証明書」という。）、家計急変前の収入を証明する書類（課税証明書の写し等（就学支援金の申請時に課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書の写し等））、家計急変後の収入を証明する書類（以下「収入証明書」という。）及び保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（以下「扶養親族証明書」という。）を添付して、支給対象高等学校等を経由して速やかに文部科学省に提出する。

- ・事由証明書 … 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ・収入証明書 … 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
- ・扶養親族証明書 … 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

- 新型コロナウイルス感染症の影響等を事由とした家計急変において、上記に示す事由証明書が提出できない場合、次のいずれかの書類を提出する必要があります。
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書（※）
  - ・これに類するものと認められる公的証明書
  - ・別紙様式「新型コロナウイルス感染症の影響等を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」

※ 公的支援の例は、別紙に示すとおりです。

担 当： 文部科学省 初等中等教育局  
修学支援プロジェクトチーム  
高校修学第一係 川崎・山下・中田  
電話番号： 03-5253-4111（内線 2586）  
e-mail： shuugaku-1@mext.go.jp

(別紙) 公的支援の受給証明書等について

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例は下表のとおりです。

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の 方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の 方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の 方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の 方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の 方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の 方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

上表以外の公的支援についても、以下の要件を満たす場合は認められます。

- ・国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの)が実施しているもの。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- ・当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。